

令和
8年度版

安曇野で始める 新婚生活

補助金 最大 60万円

ご婚約、ご結婚おめでとうございます。
安曇野市では、結婚新生活支援事業で新生活のスタートを応援します。



住宅貸借

賃料、敷金
礼金、共益費
仲介手数料

引っ越し

住居の移転に
伴う荷物の
移動、運送費用





住宅取得

建物の建築費
購入費

リフォーム

修繕、増築
改築の工事
費用



対象世帯の主な要件

- 令和８年１月１日以降に婚姻した
- 婚姻日の年齢が夫婦ともに 39 歳以下
- 令和７年の夫婦の合計所得が 500 万円未満

その他要件はチラシや市HPをご覧いただくか、
下記連絡先までお問い合せください。

補助金額

婚姻日時点の年齢により異なります。

夫婦ともに 29 歳以下…最大 60 万円
夫婦ともに 39 歳以下…最大 30 万円

申請・問い合わせ はこちら！
安曇野市 移住定住推進課　〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
TEL：0263−71−2081　FAX：0263−72−1340　E-Mail：iju-teiju@city.azumino.nagano.jp

市HPを
チェック!

対象世帯と申請スケジュール

・下記❶❷❸で、申請開始時期が異なります。
・予算に限りがあるため、早めに申請を締め切る場合があります。
　最新情報は市HPまたは電話などでご確認ください。

❶新規申請世帯 …… 以下の5つ全てに該当し、初めて申請する方

1. 婚姻日　令和8年1月1日～令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された。
2. 年　齢　婚姻日の年齢が、夫婦ともに39歳以下である。
　※法律により、誕生日の前日に年齢が加算されます。
　年収ではありません！
3. 所　得　令和7年1月1日～令和7年12月31日の夫婦の合計所得が、500万円未満である。
　※貸与型奨学金を返還している場合は、合計所得から年間返還額を控除できます。
4. 住　所　新生活の拠点となる安曇野市内の住所に、夫婦ともに住民登録をしている。
5. その他　他自治体を含め、過去に結婚新生活支援事業による補助を受けていない。
　安曇野市の市税を滞納していない。
　市が指定する講座等（4ページ目参照）を夫婦とも受講等していること。

申請スケジュール

R8.7.1
▼
事前相談期限
R9.1.29
▼
R9.2.26

※申請が2/26に間に合わない場合は、ご相談ください。

❷継続補助世帯 …… 令和7年度に申請済みで以下に該当する方

・令和7年度に補助金の交付を受けた方で、補助上限額に満たなかった方
・令和7年度に資格認定を受けた方

R8.4.1
▼
R9.2.26

※申請が2/26に間に合わない場合は、ご相談ください。

❸資格認定申請 …… 令和8年度中に申請が難しい（できない）方

婚姻（予定）日が年度末に近い方や、対象経費の発生が令和9年度中の方　など…

（※資格認定申請により認定を受けた場合、令和9年度も要件を満たした上で、令和9年4月1日以降に発生した経費について補助金を申請することができます。）

R9.3.1
▼
R9.3.31

補助対象経費

令和8年4月1日から申請までに支払った経費について補助します。

対象経費	対象となる経費	対象とならない経費	留意点
住宅貸借	賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料	駐車場代・物件の清掃代・鍵交換代・更新手数料・光熱水費・設備購入代・火災保険料・家財保険料・契約一時金・保証金	敷金、礼金、仲介手数料は婚姻日前1年以内に契約した場合のみ対象 賃料は婚姻日前1年以内の契約かつ同居開始日以降が対象
引っ越し	引っ越し業者や運送業者を利用した荷物の移動や運送にかかった費用	不用品の処分費用 自らレンタカーを借りる、または友人に頼むなどして引っ越した場合にかかった費用	婚姻前の引っ越しは、婚姻日前1年以内に実施したものが対象
住宅取得	建物の購入費用（金融機関へのローン払い、住宅メーカーへの一括払いは婚姻日以降のみ対象）	土地購入代 住宅ローン手数料	婚姻前の住宅取得は、婚姻日前1年以内に契約し、取得したものが対象 国の他の補助制度との併用は不可
リフォーム	婚姻に伴う住宅機能の維持向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新などの工事費用	倉庫、車庫の工事費用、門、フェンス、植栽などにかかる外構工事費用 エアコンや洗濯機などの家電購入、設備にかかる費用	婚姻前のリフォームは、婚姻日前1年以内に契約、実施したものが対象 国の他の補助制度との併用は原則不可

申請のための必要書類

・世帯要件や申請する経費等により、提出書類が異なります。
・❷の継続補助世帯は、※印の書類を省略できます。

共通　共通の必要書類

書類名	取得場所・備考	✓欄
安曇野市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）	安曇野市移住定住推進課（市役所本庁舎３階①番）	
※受講等報告書（様式第１号の２）		
誓約書兼同意書（様式第２号）		
※世帯全員の住民票の写し（続柄記載）原本	安曇野市市民課（市役所本庁舎１階②番）⚠婚姻届を提出した市区町村役場	
※戸籍謄本または婚姻届受理証明書⚠		
※令和８年度所得証明書（夫婦それぞれ）⚠…R7.1.1～12.31 の所得を確認できるもの	安曇野市税務課（市役所本庁舎１階⑲番）⚠R8.1.1 の住民登録市区町村へ請求	
所得から貸与型奨学金の返還額を控除する場合 奨学金返還額証明書	・貸与を受けた機関に要問合わせ ・R7.1.1～12.31 の年間返還額を確認できるもの	
資格認定申請をする場合 安曇野市結婚新生活支援事業補助金資格認定	安曇野市移住定住推進課（市役所本庁舎３階①番）	

経費別　申請する対象経費により必要な書類

対象経費	書類の主な名称	✓欄
住宅貸借	住宅の賃貸借契約書の写し、振込先が保証会社の場合、保証契約書の写し	
	支払日・金額等が分かる書類（振込の明細書、領収書の写しなど）	
	勤務先の住宅手当支給証明書（様式第３号）※支給がない方も必要	
引っ越し	支払日・金額等が分かる書類（振込の明細書、領収書の写しなど）	
住宅取得	住宅の売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し	
	支払日・金額等が分かる書類（振込の明細書、領収書の写しなど）	
リフォーム	リフォームの工事請負契約書の写し	
	支払日・金額等が分かる書類（振込の明細書、領収書の写しなど）	

クレジットカード払い時の支払いの確認書類

1. カードの名義人がわかる書類
2. カードの利用明細（利用日、利用額、利用総額、引落日、引落口座）
3. 引落口座の名義人がわかる書類（２の引落口座と一致していること）
4. 引落日に利用総額が支払われていることが確認できる部分の書類

提出書類は全てコピーしてご提出ください。



1. クレジットカード等


2. 利用明細
（紙・WEB・アプリ）



3. 通帳等


4. 引き落し事実の確認

補助対象講座

新規申請または資格認定申請をする夫婦は、令和８年度から講座等の受講等が必要となりました。
①～⑤のいずれかを選択し、共通の必要書類「受講等報告書（様式第１号の２）」へ記載してください。

受講	受講内容	指定講座	
①	ライフデザイン支援講座 （ページ内の動画から１つ以上）	https://www.cheerful-nagano.com/lifedesign/	
②	プレコンセプションケアに関する講座（啓発動画2022）	https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/	
③	共家事・共育て講座 （個人向け動画から１つ以上）	https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/archive/	
④	共家事・共育て講座 （年間４回。要申込）	https://www.city.azumino.nagano.jp/soshiki/5/126610.html	
相談	**相談内容**	**備考**	
⑤	医療機関への妊娠・出産に係る相談	妊婦検診、不妊治療等相談も可	各医療機関

よくあるご質問

補助対象経費に関しては、婚姻日、契約日、住所を定めた日の前後関係等により対象にならない場合もありますので、令和９年１月29日までに必ず事前相談をしてください。

Q1
事前に今の自分の所得を確認する方法は？

A1
給与所得者であれば、勤務先から発行される源泉徴収票で概ねの金額を把握できます。
給与以外の所得がある場合には、その額を合計します。
貸与型奨学金の返還をしている場合は、令和７年１月１日から12月31日までに返還した額を、所得から控除することができます。

Q2
同居の日はいつを指す？

A2
同じ住所に住民票を移した日です。
（安曇野市市民課へ転入届または転居届の提出が必要です。）

Q3
令和８年度中に申請をしたが補助上限額（60万円または30万円）に満たなかった。再度申請可能か？

A3
補助上限額に達するまでは、令和９年度末を期限に申請可能です。
ただし、予算が確保できている場合に限ります。

Q4
令和８年度中に結婚。今は住まいを別にしていて、令和９年度から安曇野市で二人で住む予定だが申請可能か？

A4
翌年度中に安曇野市で同居を始める見込みがある場合は「資格認定申請」のみ可能です。
ただし、他の市町村で同様の補助金を申請・受給している場合は申請できません。

Q5
対象経費の引き落とし口座がネット銀行で通帳がない場合、添付書類はどうしたら？

A5
当該経費の口座名義と利用明細、引き落とし確定済みであることがわかるスクリーンショット画面を印刷しお持ちください。
記載内容が判別できる範囲で数か月分をA4の紙にまとめてください。

Q6
奨学金返還額証明書や、各種対象経費の領収書の写しがない場合はどうしたら？

A6
返還額や対象経費の明細などと共に、対象経費の引き落とし日と金額の分かる通帳の写しや「A５」に準じた書類をご用意ください。
書類が用意できない場合は補助対象にできません。